

公務員制度改革大綱（平成１３年１２月２５日閣議決定）のポイント（抄）

Ⅱ 新たな公務員制度の概要

1 新人事制度の構築

（３）能力・職責・業績を反映した新給与制度の確立

- 能力・職責・業績を適切に反映したインセンティブに富んだ給与処遇を実現するため、「基本給」、「職責手当」、「業績手当」からなる新たな給与制度を導入。

（４）能力評価と業績評価からなる新評価制度の導入

- 現行の勤務評定制度に替え、「能力評価」と「業績評価」からなる公正で納得性の高い新たな評価制度を導入。

Ⅲ 改革に向けた今後の取組

- 円滑な移行のための必要な準備期間を確保の上、全体として平成１８年度を目途に新たな制度に移行することを目指し、所要の準備を計画的に実施。

- 地方公務員制度も、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の実情を十分勘案しながら、国家公務員法改正と同時期に地方公務員法の所要の改正を行うなど、国家公務員制度の改革スケジュールに準じて速やかに所要の改革を実施。